

## 『漏水かなあ』と思ったら、まず確認を！

つぎのような場合は、漏水の可能性あります。

- 最近、特に理由が無いのに使用水量が増えている
- 水道を使っていないのに、蛇口などに耳をあてると「シュー」と音がする
- 水道を使っていないのに、側溝や排水路に排水している
- 配管してある壁や床、水道管が埋めてある付近が湿っている など

漏水の確認はメーターボックスにある水道メーターをご確認ください

- 1) 家の蛇口等を全部閉め、水を使用していないことを確認します。
- 2) メーターボックスの蓋を開け、水道メーターのパイロットが回っていないか確認します。
- 3) パイロットが少しでも回っていれば、どこかで漏水しています。
- 4) パイロットが止まっていれば、漏水ではありません。水量が増えている原因は、蛇口を開けたまま放置したことなどが考えられます。



漏水の場合は

- ・漏水箇所を探します。給湯器などの器具が原因の場合は、器具の止水栓を止めます。
- ・漏水箇所がわからない、または早急な対応が必要である場合は、メーターボックス内（あるいは側にある）の止水栓を閉めましょう。
- ・メーターボックスから宅内側の漏水は、山都町指定工事業者に修繕を依頼してください。なお、修繕にかかる費用は全てお客様のご負担となります。

### メーターボックスの適正な管理をお願いします

メーターボックスには、水道使用量を確認する水道メーター機器が設置されています。毎月初旬に担当の検針員がお伺いして水量を確認し、毎月の水道使用量による料金を請求しています。

また、メーターボックス内には止水栓があり（ボックスの外にある場合もあります）、漏水時や長期不在などの場合、その止水栓を閉めることによって水を止めることができる大事な役割があります。

なお、水道メーターは計量法により有効期限が8年と定められており、有効期限が近い水道メーターは順次取替を行なっています。

メーターボックスおよび水道メーターは、検針や機器の取替だけでなく、漏水を発見することも出来る大事なものです。これらの作業を効率よくするために、次のことにご協力ください。



- メーターボックスの上には植木鉢やタイヤなど、物を置いたり、車や二輪車を駐車したりしない
- メーターボックスや出入口の付近に犬を繋いだり、庭に放し飼いしない
- 家屋の増改築等でメーターボックスが床下になるなど検針が難しくなると予想される場合は、事前に役場の担当に相談する
- メーターボックスの中やその周辺は、いつもきれいにする

問合せ先 環境水道課 ☎ 72-4002

## 軽自動車税について

軽自動車等に係る税率が平成28年度から変更になっています。新しい税額は、車両の種類や新規登録日（初度検査年月）によって異なります。詳しくは下表をご覧ください。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有（使用）者に課税されます。

既に軽自動車を他人に譲渡した場合や解体業者等に引き渡した場合も、平成30年3月末までに名義変更又は廃車などの手続きが完了していないと“所有している”ということになり、平成30年度も軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

また、軽自動車税は「年税」です。年度途中で廃車にしたとしても普通車（自動車税）のように月割課税制度ではないので還付はありません。そのため、4月2日以降になって廃車の手続を行われても、その年度分の税金は全額納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

### 三輪及び四輪以上の軽自動車

種別	平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両		平成27年4月1日以降の新車						
	現行 【※1】	13年超 【※2】	グリーン化特例（軽課）【※3】						
			概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減				
三輪	660cc以下	3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
軽自動車 四輪以上	660cc以下	乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	660cc以下	貨物	自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

【※1】 従来の税額のとおり

平成16年4月1日～平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両

【※2】 経年車に係る重課税率について

グリーン化を進める観点から、新規登録（自動車検査証に記載されている初度検査年月）から13年を経過した軽四輪車等について、表記の税率に変わります。

ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は対象外となります。

初度検査年月	※2の税率が適用される年度
平成16年4月から平成17年3月まで	平成30年度から適用

※自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないため、最初の新規検査を受けた年の12月を初度検査の月とします。（特例）

【※3】 燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）について

平成28年度以降に新規取得した車両で一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入します。

①軽四輪乗用車

電気自動車等：概ね▲75%、H32燃費基準+20%達成車：概ね▲50%、H32燃費基準達成車：概ね▲25%

②軽四輪貨物車

電気自動車等：概ね▲75%、H27燃費基準+35%達成車：概ね▲50%、H27燃費基準+15%達成車：概ね▲25%

【問合せ先】 山都町役場 税務住民課 ☎ 72-1128